

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

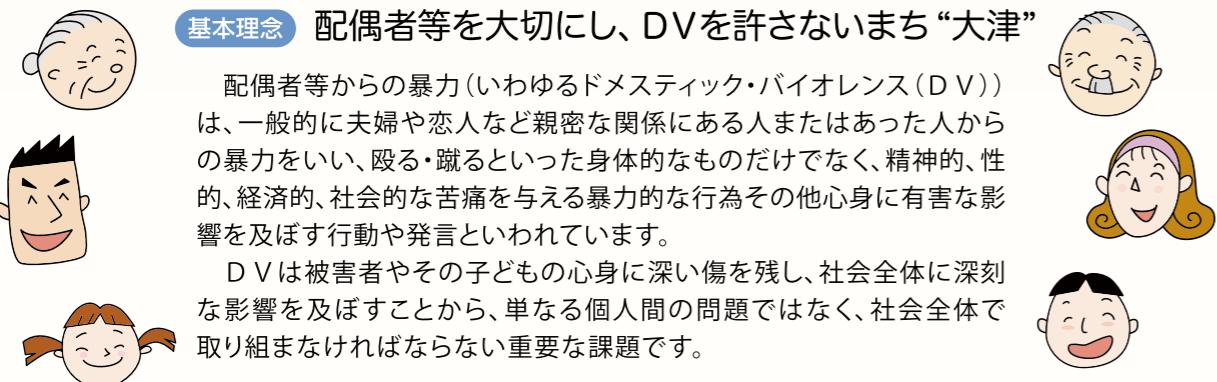
大津市の男女共同参画の取組について

大津市では、「大津市男女共同参画推進条例」を指針として、「第2次大津市男女共同参画推進計画（おおつかがやきプランⅡ）」に基づいた施策を推進しています。また、平成26年3月には「大津市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を新たに策定し、配偶者等からの暴力の根絶や被害者の安全確保、自立支援などについて、総合的に推進していくことを目指し取り組んでいます。

平成26年3月

大津市配偶者等からの 暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画

基本理念 配偶者等を大切にし、DVを許さないまち“大津”



配偶者等からの暴力（いわゆるドメスティック・バイオレンス（DV））は、一般的に夫婦や恋人など親密な関係にある人またはあった人からの暴力をいい、殴る・蹴るといった身体的なものだけでなく、精神的、性的、経済的、社会的な苦痛を与える暴力的な行為その他心身に有害な影響を及ぼす行動や発言といわれています。

DVは被害者やその子どもの心身に深い傷を残し、社会全体に深刻な影響を及ぼすことから、単なる個人間の問題ではなく、社会全体で取り組まなければならない重要な課題です。

計画に定める5つの基本目標

- 1 DVの防止に向けた啓発の充実
- 2 相談体制の充実
- 3 被害者等の安全確保
- 4 自立支援対策の充実
- 5 推進体制の整備



男女共同参画の絵画と標語を募集します。

毎年、男女共同参画都市宣言が決議された9月22日から1か月間を『大津市男女共同参画推進月間』と定め、様々な事業を実施しています。月間中の事業の啓発に使用するため、家庭・地域・職場・学校で、男性と女性が支え合う場面を表現した絵画と標語を募集します。最優秀・優秀作品には賞状と記念品をお贈りします。ご応募、お待ちしています！

① 応募資格

市内に在住・在勤・在学の方

② 作品規定

作品は、応募者ご本人のオリジナル作品で未発表のものに限ります。

(1) 絵画は、白地の画用紙（四つ切り382mm×542mm）を使用してください。色彩及び画材は自由です。作品は縦長、横長のいずれかで作成してください。

(2) 標語は、一人3作品まで応募できます。

③ 応募方法

- (1) 作品には、住所・氏名（ふりがな）・中学生以下の場合は保護者名・電話番号・学校名・学年・学区名を記入してください。（絵画は作品の裏面に作品テーマ（表現したこと）も簡単に記入してください。）
- (2) 作品は、大津市人権・男女共同参画課に直接届けるか郵送してください。標語はFAX・E-mailでも応募できます。

④ 応募締切 9月5日（金）

⑤ 表彰

- (1) 応募作品は、選考会により最優秀作品1点と優秀作品数点を選定し表彰します。
- (2) 最優秀作品には賞状と記念品（5千円分の図書カード）を、優秀作品には賞状と記念品（3千円分の図書カード）をそれぞれ贈ります。

⑥ その他

- (1) 入賞作品の著作権は、大津市に帰属します。
- (2) 応募いただいた作品は、原則返却しません。
- (3) 最優秀および優秀作品は、市の男女共同参画の啓発資料に活用します。
- (4) 応募者の個人情報は、大津市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。ただし、応募作品は、生涯学習センターや男女共同参画センター他において展示する際等に、「氏名と学校名・学年または学区名」を掲出します。
- (5) 応募作品の送付及び問合せ先
〒520-8575 大津市御陵町3番1号
大津市政策調整部 人権・男女共同参画課 電話 528-2791 FAX 523-7855 E-mail:otsu1006@city.otsu.lg.jp

Otsuプロジェクト-W^{ダブリュー}

女性が生き活きと暮らし、働き、子育てして活躍できる大津をめざします

少子高齢化が進み、生産年齢人口（15～64歳）が年々減少していくわが国では、国の成長戦略の中核として、女性がより活躍できる社会づくりが掲げられ、さまざまな政策が進められています。

しかし、仕事を続けたまま育児や介護、家事との両立が難しく退職を余儀なくされたり、一方で、一度仕事を辞めてしまうと再就職が難しいなど、女性の就労をとりまく現状には数多くの問題があります。そのため、女性が働き続けられる環境づくりに向けて、ライフステージに応じた制度の見直しや職場風土の改善、固定的性別役割分担意識の解消など、多角的に取り組んでいく必要があります。

そこで、大津市では「女性が生き活きと暮らし、働き、子育てして活躍できる大津」をめざし、女性も男性も仕事と家庭生活のバランスの取れた暮らしができるよう“Otsuプロジェクト-W”と題して下記の事業を新たに展開します。

※“Otsu プロジェクト-W”的「W」とは、本事業のキーワードとなる「Work-Life-Balanceの推進」と「女性(Woman)のキャリアアップ」を意味するものです。



市長と企業の“女性トップ対談”

“子育て支援実践企業”の取組調査

“プロジェクト-W委員会”（市役所内）

大津市役所も、市内の一事業所として、率先して取組を進めるため、様々な職位の職員で構成する「プロジェクト-W委員会」を立ち上げ、検討を始めています。



委員会では、女性の管理職登用や男性職員の育児休業取得促進など、女性が働きやすい制度や雰囲気作りの方策を検討・提案し、市内事業所のモデルとなる市役所を目指します。

“女性の活躍をめざす企業”の取組PR

男性従業員向け育児休業奨励金制度

※商工労働政策課

“Otsu プロジェクト-W”フォーラム

（平成27年2月に開催を予定しています。）

内容

- 講演会
- パネルディスカッション（女性リーダー、優良企業、男性育児休業取得者など）
- 女性の活躍をめざす企業、子育て支援モデル企業の紹介

